

○防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業に係る沖縄市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱

(平成 30 年 3 月 30 日決裁)

改正 平成 30 年 5 月 22 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄市安全で住みよいまちづくりに関する条例（平成 11 年条例第 32 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定及び平成 29 年度防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業整備方針（平成 29 年 6 月 2 日市長決裁）、沖縄市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 27 号）に基づき、本市が設置及び管理する防犯カメラの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 防犯カメラを設置することにより、地域における犯罪の抑止、予防及び再発防止、犯罪及び事故発生時の事件解明等を図り、市民の安全安心を確保することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、不特定又は多数の者が出入りする場所を撮影するために固定して設置する撮影装置その他必要な関連機器で構成されるもので、記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 設置者 沖縄市長をいう。
- (4) 画像表示機器 画像を表示する機器をいう。
- (5) 記録媒体 画像を記録・保存するための媒体をいう。

(個人情報の保護)

第 4 条 画像は、その記録が特定の個人が識別され又は識別され得る情報であることから、沖縄市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(管理責任者等)

第 5 条 設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、市民部市民生活課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、第 1 項の事務の適正化を図るため、所属職員のうちから防犯カメラの運用に関する取扱者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）を指定しなければならない。

- 4 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指揮監督の下、防犯カメラの運用に関する事務を行う。
- 5 管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外の者は、防犯カメラ及び画像表示機器の操作並びに画像の取扱いを行うことができない。

(防犯カメラの設置)

第6条 管理責任者は、コザゲート通りを中心とした街頭において必要があると認める個所に防犯カメラを設置する。

- 2 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲については、犯罪発生の蓋然性及び抑止効果を考慮し、目的の達成のため必要最小限とする。
- 3 街頭に防犯カメラを設置するにあたっては、「防犯カメラ作動中」(様式第1号)を見やすい場所に表示するものとする。
- 4 防犯カメラに係る画像表示機器その他必要な関連機器等を市民部市民生活課内に保管するものとする。

(画像の検索等)

第7条 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指示に基づく場合を除き、画像を検索し、複製し、又は印刷してはならない。

- 2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により管理責任者の指示に基づき画像を検索し、複製し、又は印刷したときは、防犯カメラ画像検索等記録簿(様式第2号)にその旨を記載し、管理責任者に報告しなければならない。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第8条 管理責任者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像は、記録媒体に記録されてから原則として21日を超えて保存しないこと。ただし、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合にあっては、当該手続に必要な期間とする。
- (2) 防犯カメラの画像表示機器並びに記録媒体については、施錠された場所に保管する等の方法により厳重に管理するものとする。
- (3) 第1号に規定する保存期間を経過した画像は、速やかに消去又は破棄を行うこととする。
- (4) 画像データへのアクセスの可否を決めるパスワードは、管理責任者又は防犯カメラ取扱者以外の者に不正に利用されないよう、推測されない安全なパスワードを作成し、適切な方法で管理するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、画像の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に必要な措置を講じることとする。

(画像の外部への提供等)

第9条 管理責任者は、個人情報保護条例第9条第2項に基づく場合を除き、画像を外部に提供してはならない。

2 画像の提供を求める者（以下「相手方」という。）は、次に掲げる事項を記載して管理責任者に提出しなければならない。

(1) 提供を求める者の氏名及び住所（法人、団体等にあつては、名称、所在地、代表者及び責任者の氏名）

(2) 提供を求める根拠

(3) 提供を求める目的

(4) 提供を求める画像の内容

3 管理責任者は、画像を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、その相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 画像を適正に管理すること。

(2) 画像に係る情報を前項第3号の目的以外に利用し、第三者へ提供はしないこと。

(3) 前項第3号の目的を達成したときは、速やかに画像の消去又は破棄を行うこと。

4 管理責任者は、画像を提供するときは、原則として管理責任者及び防犯カメラ取扱者のうち複数の職員の立会いのもと行うものとする。

5 管理責任者は、画像を提供したときは、防犯カメラ画像提供簿（様式第3号）に記録するものとする。

（秘密の保持）

第10条 管理責任者及び防犯カメラ取扱者は、その職務上知り得た情報をみだりに漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（電気料経費）

第11条 防犯カメラの電気料負担者は、別表のとおりとする。

（苦情の処理）

第12条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年5月22日決裁）

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

別表(第6条、第11条関係)

| No. | 防犯カメラの設置場所              | 電気料負担者      |
|-----|-------------------------|-------------|
| 1   | 上地二丁目 20-34 付近電柱        | 沖縄市         |
| 2   | 上地二丁目 11-16 付近電柱        | 〃           |
| 3   | 上地二丁目 9-26 付近電柱         | 〃           |
| 4   | 上地二丁目 1-27 付近電柱         | 〃           |
| 5   | 上地一丁目 12-7 付近電柱         | 〃           |
| 6   | 上地一丁目 9-1 付近電柱          | 〃           |
| 7   | 上地一丁目 9-24 付近電柱         | 〃           |
| 8   | 上地二丁目 7-27 付近電柱         | 〃           |
| 9   | 上地二丁目 3-28 付近電柱         | 〃           |
| 10  | 上地四丁目 18-2 付近電柱         | 〃           |
| 11  | 上地四丁目 11-8 付近電柱         | 〃           |
| 12  | 上地四丁目 4-7 付近電柱          | 〃           |
| 13  | 上地四丁目 23 地先 第2ゲート入口付近電柱 | 〃           |
| 14  | 中央二丁目 16-2 付近電柱         | 〃           |
| 15  | 中央二丁目 16-1 付近電柱         | 〃           |
| 16  | 中央二丁目 2-1 付近電柱          | 〃           |
| 17  | 中央二丁目 2-13 付近電柱         | 〃           |
| 18  | 中央二丁目 1-1 付近電柱          | 〃           |
| 19  | 中央一丁目 26-15 付近電柱        | 〃           |
| 20  | 中央一丁目 12-12 付近電柱        | 〃           |
| 21  | 中央一丁目 1-5 付近鉄骨          | サンティ商店街振興組合 |
| 22  | 中央一丁目 9-8 付近鉄骨          | 〃           |
| 23  | 中央一丁目 3-3 付近鉄骨          | 一番街商店街振興組合  |
| 24  | 中央一丁目 8-7 付近鉄骨          | 〃           |
| 25  | 中央一丁目 3-10 付近鉄骨         | 〃           |
| 26  | 中央一丁目 17-1 付近鉄骨         | 〃           |
| 27  | 中央一丁目 4-8 付近鉄骨          | 〃           |
| 28  | 中央一丁目 6-6 付近電柱          | コザパルティ通り会   |
| 29  | 中央一丁目 6-14 付近電柱         | 〃           |
| 30  | 中央三丁目 1-7 付近柱           | 沖縄市         |
| 31  | 中央三丁目 1-12 付近電柱         | 〃           |
| 32  | 中央三丁目 16-15 付近電柱        | 〃           |
| 33  | 中央三丁目 16-8 付近電柱         | 〃           |
| 34  | 中央三丁目 19-7 付近電柱         | 〃           |

|    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 35 | 中央三丁目 25-6 付近電柱  | 〃 |
| 36 | 中央四丁目 7-1 付近電柱   | 〃 |
| 37 | 中央四丁目 9-16 付近電柱  | 〃 |
| 38 | 中央四丁目 10-1 付近電柱  | 〃 |
| 39 | 中央四丁目 11-6 付近電柱  | 〃 |
| 40 | 八重島一丁目 1-1 付近電柱  | 〃 |
| 41 | 中央四丁目 13-1 付近電柱  | 〃 |
| 42 | 中央二丁目 28-1 付近電柱  | 〃 |
| 43 | 中央二丁目 7-20 付近電柱  | 〃 |
| 44 | 中央二丁目 27 付近電柱    | 〃 |
| 45 | 中央二丁目 27-13 付近電柱 | 〃 |
| 46 | 中央二丁目 1-19 付近電柱  | 〃 |
| 47 | 上地三丁目 2-15 付近電柱  | 〃 |
| 48 | 上地三丁目 1-35 付近電柱  | 〃 |
| 49 | 上地二丁目 5-33 付近電柱  | 〃 |
| 50 | 上地四丁目 8-1 付近電柱   | 〃 |
| 51 | 上地四丁目 2-8 付近電柱   | 〃 |
| 52 | 胡屋一丁目 1-5 付近電柱   | 〃 |

様式第 1 号(第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

様式第 1 号（第 6 条関係）



縦：297mm  
横：210mm

|      |     |
|------|-----|
| 電柱番号 |     |
| 連絡先  | 管理者 |
|      |     |

縦：200mm  
横：120mm

|     |     |
|-----|-----|
| 連絡先 | 管理者 |
|     |     |

縦：200mm  
横：120mm

様式第2号（第7条関係）

防犯カメラ画像検索等記録簿

|                 |                                                        |     |
|-----------------|--------------------------------------------------------|-----|
| 管 理 責 任 者       | 職 名                                                    | 氏 名 |
|                 |                                                        |     |
| 防 犯 カ メ ラ 取 扱 者 | 職 名                                                    | 氏 名 |
|                 |                                                        |     |
| 検 索 等 日 時       | 年      月      日                                        |     |
| 検 索 等 目 的       |                                                        |     |
| 防犯カメラ番号         |                                                        |     |
| 防犯カメラ設置場所       |                                                        |     |
| 検 索 等 画 像       | 年    月    日    時    分ごろから<br>年    月    日    時    分ごろまで |     |
| 特 記 事 項         |                                                        |     |

※複製又は印刷したときは特記事項欄に記入すること

様式第3号（第9条関係）

防犯カメラ画像提供簿

|                                 |                   |                 |    |
|---------------------------------|-------------------|-----------------|----|
| 提 供 日 時                         |                   | 年      月      日 |    |
| 提 供 者                           |                   | 職名              | 氏名 |
|                                 |                   | 職名              | 氏名 |
| 画<br>像<br>提<br>供<br>相<br>手<br>方 | 氏名又は名称<br>及び代表者氏名 |                 |    |
|                                 | 住所又は所在地           |                 |    |
|                                 | 連 絡 先             |                 |    |
|                                 | 提供を求める根拠          |                 |    |
|                                 | 提供を求める目的          |                 |    |
| 提供した画像の内容<br>(撮影範囲・録画期間等)       |                   |                 |    |
| 特 記 事 項                         |                   |                 |    |